

社会科（公民的分野）学習指導案

【東京都】

学校名

指導者名

- 1 単元名 第5章1節 国際社会の仕組み (2)「領土をめぐる問題の現状～北方領土問題～」
・使用教科書 『新しい社会 公民』東京書籍

2 単元の目標

- (1) 第二次世界大戦後の国際社会における仕組みがどのようにして形成されたのかを理解する。
(2) 今日の国際社会にどのような課題があるのかを理解するとともに、「持続可能な社会の形成」の視点から解決の方向性を考察する。

3 単元観

北方領土問題は、今日に至るまでの日ロ間の大きな懸案事項である。冷戦が終結した 1990 年代に日本返還の期待が高まった時期があったが、交渉は進展せず、今日では新冷戦とよばれる新たな国際関係の枠組みができつつある。そのような状況のなか、北方領土返還の日ロ交渉は中断し、元島民の方々の高齢化が進む厳しい現実がある。しかし、国際社会に新たな戦争の危機感が高まる今日、北方領土問題を日ロの二か国間問題と捉えるだけではなく、第二次世界大戦後に武力による国際紛争の解決を否定した国際法の視点から捉え直し、今日の国際的な諸問題の一環として授業で取り扱うことには重要な意義があると考えられる。

4 本 時（全5時間中の2時間目）

(1) 本時の目標

- ① 北方領土が日本固有の領土であることを確認する。
② 旧ソ連による北方領土への軍事的支配が国連憲章に違反していることを確認する。

(2) 本時の展開

	学 習 活 動	指導上の留意点
導 入	◆北方領土の位置を確認する。 ◆樺太南部と千島列島の領有が未確定である理由を理解する。	背景に日本とロシアの間に平和条約が未締結という事実があるが、ここでは深入りしない。
展開1	◆「北方領土は日本固有の領土か。」 ・「樺太・千島交換条約」から考える。 ・同条約にみられる「18 島」に北方領土が含まれないことを明らかにし、北方領土の島々が北海道の属島であることを確認する。	・千島列島が「18 島」と記載されていることに注目させる。

展開 2	<p>◆「旧ソ連の北方領土進攻は戦争中なのか戦争終結後なのか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の降伏の前後の出来事を理解する。 ・日本とロシアの間に平和条約が結ばれていないことと日ソ共同宣言に盛り込まれていることを確認する。 <p>◆「戦争中であったとしても旧ソ連の行為が不法であるといえるのはなぜか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大西洋憲章」からその理由を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧ソ連の択捉島、国後島。色丹島への進攻が降伏文書調印の前であること確認する。 ・樺太南部と千島列島が領有未確定である理由が、日ロ間の平和条約の未締結にあることを補足する。 ・「戦勝国の領土不拡大」に注目させる。 ・大西洋憲章がその後の国際連合憲章の元になっていることを補足する。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアによる北方領土の検挙が国際法に違反している根拠を確認する。 	

5 評価

- (1) 北方領土の位置と北方領土問題の歴史的経緯を理解できたか。【知識、技能】
- (2) 「樺太・千島交換条約」「大西洋憲章」に基いて、ロシアの北方領土占拠が国際法に違反していることが説明できるか。【思考・判断・表現】
- (3) 北方領土をはじめとした日本の領土問題について関心を高め、自分から調べようとする態度が育ったか。【主体的に学習に取り組む態度】

北方領土問題



2 帰属が未確定な場所

- ・樺太南部 ・千島列島

→日本はサンフランシスコ平和条約により放棄。
→ロシアが実効支配。

問い：択捉島は千島列島に属するの
か。
答え：属（する・しない）

樺太 (サハリン)
千島列島
日本国

3 <北方領土は千島列島に含まれるのか>
→条約のどこに注目するか

樺太・千島交換条約(部分要約)

第1条 日本の天皇は、その子孫に至るまで、現在の樺太の一部の領有権や、そのほかの一切の権利を全てロシアの皇帝にゆすり、今後樺太全島は全てロシア領となり、宗谷海峡を両国の国境とする。

第2条 ロシアの皇帝は、その子孫に至るまで、第1条に記した樺太の権利を受けるかわりとして、…千島列島の合計18島の領有権や、そのほかの一切の権利を日本の天皇にゆすり、今後千島列島は日本領とし、カムチャツカ半島のロバトカ岬と占守島との間の海峡を両国の国境とする。

4 北方領土が日本固有の領土である根拠

千島列島18島に北方領土は含まれていない

18島とは、シュムシュ島からウルップ島まで

樺太・千島交換条約(部分要約)

第1条 日本の天皇は、その子孫に至るまで、現在の樺太の一部の領有権や、そのほかの一切の権利を全てロシアの皇帝にゆすり、今後樺太全島は全てロシア領となり、宗谷海峡を両国の国境とする。

第2条 ロシアの皇帝は、その子孫に至るまで、第1条に記した樺太の権利を受けるかわりとして、…千島列島の合計18島の領有権や、そのほかの一切の権利を日本の天皇にゆすり、今後千島列島は日本領とし、カムチャツカ半島のロバトカ岬と占守島との間の海峡を両国の国境とする。

5 <北方領土問題が発生した経緯>

1945年8月14日 日本政府が連合国にポツダム宣言受諾を伝える

8月15日 玉音放送で国民に敗戦が伝えられる

8月28日 ソ連軍が択捉島に上陸

9月1日 ソ連軍が国後島・色丹島に上陸

9月2日 ミズーリ号にて連合国と降伏文書に調印

9月3日 ソ連軍が歯舞群島に上陸

問い：ソ連から見て戦争終結はいつか
答え：（ ）月（ ）日

6

<1956年日ソ共同宣言における北方領土の扱い>

(外務省HPより)

日ソ共同宣言第9項においては、両国が「平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。」と明記されています。ソ連は歯舞群島、色丹島の引渡しに同意しました。ただし、平和条約の締結後に現実には引き渡されることとされました。

問い：日本とソ連（ロシア）は平和条約を締結したか

答え：締結（した・していない）

7

大西洋憲章（1941年8月）

→戦後の国際連合憲章の元になった

- ① 戦勝国の領土不拡大
- ② 各国主権の尊重
- ③ 民族自決
- ④ 貿易・資源の機会均等
- ⑤ 労働条件や社会保障の改善
- ⑥ 恐怖と欠乏からの解放
- ⑦ 航海の自由
- ⑧ 武力行使の放棄

歴史資料集より

問い：旧ソ連の行為（北方領土への軍事侵攻）が国際法に違反しているのはなぜか。

答え：大西洋憲章に

()

8

<まとめ>

ロシアの北方領土占拠が不法といえるのはなぜか。

- ① 択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島は日本が放棄した千島列島には含まれない。

根拠→1875年の樺太・千島交換条約

- ② 旧ソ連の択捉島、国後島、色丹島への侵攻が降伏文書の調印の前だとしても占拠は不法である。

根拠→1942年の大西洋憲章に「戦勝国による領土の拡大は認めない」とあり、国際連合憲章もこれを踏襲している。